

コロナの陽性が判明したとき

診療・検査医療機関で
診断を受けた場合

○発生届対象の方

保健所等からの連絡に従って療養してください。

- ・**65歳以上**の方
- ・**入院**を要する方
- ・**妊婦**の方
- ・**重症化リスク**があり、かつ、**新型コロナ治療薬**又は**酸素投与**が必要な方

※入院や重症化リスク・治療については、医師の判断となります。

○発生届対象外の方

1. 療養中の支援を希望する方は**東京都陽性者登録センター**に登録

- My HER-SYS（マイハーシス）による健康観察
- 食料品やパレスオキシメーターの配送
- 都の宿泊療養施設での療養

登録はこちら



登録には基本情報（氏名、年齢、住所等）と、身分証明書の写真と陽性の診断を受けたことがわかる書類（このチラシ下の記載も利用できます。）等が必要です。

Webでの登録にお困りの方は、コールセンターにご相談ください。

0570-080-197 (毎日：24時間)

2. 体調不安や療養中の困りごとは、**うちさぽ東京**へ相談

- 自宅療養中の体調不安や一般相談
- 食料品配送、パレスオキシメーター貸与に関する問合せ

うちさぽ東京

0120-670-440 (毎日：24時間)

詳細はこちら



令和4年9月26日発行
(令和4年12月1日改訂)

(陽性と診断された方へ) 診断を受けた医療機関から聞き取った内容をご記入ください。
こちらは、陽性者登録センターに登録する際の書類として使用できます。
※都から医療機関に確認する場合があります。

SAMPLE

コロナの陽性が判明したとき

診療・検査医療機関で
診断を受けた場合

■ 療養期間について

ご自身で日付を記入し、療養の参考にして下さい→	月/日	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目	11日目
		/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
 自宅療養者 宿泊施設療養者	症状のある方	発症日	不要不急の外出自粛 (発症日を0日目として7日間)							療養解除	自主的な感染予防行動の徹底期間		
	症状のない方	検体採取日	不要不急の外出自粛 (検体採取日を0日目として7日間)							療養解除	自主的な感染予防行動の徹底期間		

療養解除後の自主的な感染予防行動の例

- 健康状態の確認（検温など）
- マスクの着用
- 高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食を避ける

■ 東京都宿泊療養申込窓口

詳細は[こちら](#)

■ 宿泊療養施設での療養を希望する場合に申込み

03-5320-5997 (毎日：午前9時から午後4時まで)



※発生届対象外の方は、事前に陽性者登録センターへの登録が必要です。

■ 療養証明について

発生届対象外の方に対しては、療養証明の発行は行いません。
診療明細書など、代替書類となる書類をご活用ください。

■ 療養後、後遺症かなと思ったら

詳細は各サイトからご覧ください

■ コロナ後遺症対応医療機関

後遺症が疑われる場合で、かかりつけの医療機関がない方等のために、都内の後遺症対応医療機関マップやリストを公表しています。



■ 都立病院のコロナ後遺症相談窓口

新型コロナウイルス感染症の治療や療養終了後も、呼吸の苦しさや味覚・嗅覚の異常などの症状がある方からの受診や医療に関する相談に対応しています。



■ 医療以外の各種相談窓口

後遺症による失業や生活困窮等といった生活全般の相談など、各分野の相談窓口をまとめた「各種相談窓口リスト」も公表しています。

